

白井市都市計画審議会委員（市民）の公募に関する基準

1 趣旨

この基準は、「白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」の規定に基づき、白井市附属機関条例第2条別表のうち、市民の一般公募に関し必要な事項を定める。

2 委員期間

委嘱の日から2年間

3 応募要件

- (1) 満18歳以上で市内在住（住所を有し居住していること）・在勤・在学の方
- (2) 年間数回行う平日の会議に出席できる方

4 応募方法

別紙「公募委員申込書」により11月21日（消印有効）までに提出するものとする。

5 一般公募の周知方法

- ・ 広報しろい11月1日号及び市ホームページへの掲載
- ・ 情報公開コーナー、図書館への掲載
- ・ 都市計画課窓口及び各センター窓口での周知
- ・ 公式 SNS 及びメール配信サービスでの周知

6 一般公募選考方法等

- (1) 下記基準に沿って審査の上、市長が決定する。
- (2) 選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

7 一般公募選考基準

優先順位（1）応募の動機が委員の職務に照らし適切であること

優先順位（2）市政への参画経験が少ないこと

優先順位（3）居住地域のバランス（他の委員区分の委員とのバランスを考慮）

優先順位（4）男女比率のバランス（他の委員区分の委員とのバランスを考慮）

優先順位（5）年齢構成のバランス（他の委員区分の委員とのバランスを考慮）

優先順位（6）所属する団体、サークル等のバランス